
直近5年の法改正を総整理！

離婚後の共同親権、

代表取締役の住所の非表示措置も

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

目次

民法	3
1 離婚後の共同親権など	3
2 再婚禁止期間の廃止、嫡出推定制度の見直しなど	4
3 物権法・相続法	5
4 特別養子	6
不動産登記法	7
1 所有者不明不動産の解消	7
2 借地借家法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）	10
3 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限	10
会社法・商法・商業登記法	11
1 代表取締役等の住所の非表示措置	11
2 旧氏の記録、住所非表示措置	13
3 管轄外の本店移転の登記を申請する場合の印鑑の提出	13
4 オンライン手続の拡充	14
5 令和元年会社法・商業登記法改正	14
民事訴訟法	16
1 オンライン化	16
民事執行法	17
1 令和元年改正	17
供託法	18
1 供託手続の簡素化	18
2 登記事項証明書・印鑑証明書	18
司法書士法	19
1 欠格事由（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）	19
2 使命・司法書士法人・懲戒	19
刑法	20
1 性犯罪	20
2 侮辱罪の厳罰化と拘禁刑の創設	27
全般	28
1 ウェブ手続の拡充（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）	28
松本雅典（本公開講座担当講師）	29

■本レジュメに掲載している改正情報

2019年以降の改正

※よって、以下のような改正は未掲載

【2014年】会社法改正（監査等委員会設置会社の創設など）

【2015年】商業登記規則改正（本人確認証明書、婚姻前の氏の記録の申出制度の創設）
不動産登記令改正・商業登記法改正施行（会社法人等番号）

【2016年】商業登記規則改正（株主リストの創設）

【2017年】民法の債権法改正

【2018年】民法の成人年齢の改正、民法の相続法改正、商法の口語化

民法

1 離婚後の共同親権など

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2024年5月17日	2024年5月24日	公布日から 2年以内	2026年度～ (?)	2026年度～ (?) (*)
主な改正内容				
①親の責務等に関する規律を新設（子の人格の尊重、子の年齢や発達の程度に配慮した養育、自分と同程度の生活を維持、父母は婚姻関係の有無にかかわらず子の利益のために互いに人格を尊重。新民法 817 条の 12、818 条など） ②親権・監護等に関する規律の見直し ・離婚後の親権者に関する規律を見直し（離婚後も共同親権を選択可に。新民法 819 条など） ・婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備（新民法 824 条の 2 など） ・監護の分掌に関する規律や監護者の権利義務に関する規律を整備（監護、教育などは監護者が単独で行うことができ、親権者は妨げてはならない。新民法 766 条、824 条の 3 など） ③養育費の履行確保に向けた見直し ・子の監護費用（養育費など）に一般の先取特権を付与（新民法 306 条 3 号、308 条の 2） ・法定養育費制度を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求を可能に。新民法 766 の 3） ・執行手続の負担軽減策（ワンストップ化）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備（新民執法 167 条の 17 など） ④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し ・婚姻中の別居の場面における親子交流に関する規律を整備（新民法 817 条の 13 など） ・父母以外の親族（ex. 祖父母）と子との交流に関する規律を整備（新民法 766 条の 2 など） ⑤その他の見直し ・財産分与の請求期間を 2 年から 5 年に伸長、考慮要素を明確化（新民法 768 条など） ・夫婦間契約の取消権の廃止（旧民法 754 条削除） ・裁判離婚の離婚原因である「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき（旧民法 770 条 1 項 4 号）」の削除				

*テキストの対応時期は未定

2 再婚禁止期間の廃止、嫡出推定制度の見直しなど

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年12月10日	2022年12月16日	原則—下記①～③ :2024年4月1日 例外—下記④ :公布の日(2022 年12月16日)	原則 :2024年度～ 例外 :2023年度～	原則 :2024年度向け～ (*) 例外 :2023年度向け～ (*)
主な改正内容				
①再婚禁止期間の廃止（旧民法733条削除、740条改正、743条改正、744条改正、746条削除） ②嫡出推定制度の見直し（新民法772条～778条の4、783条） ③認知の無効の訴えの提訴権者・提訴期間（新民法786条） ④子の人格尊重等（新民法821条、旧民法822条削除）				

*『【第5版】リアリスティック民法Ⅲ』（※2023年8月発売）から対応（2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025年度向けロングスタディコースを含む〕はレジュメで【第5版】とほぼ同内容にする対応済み）

3 物権法・相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	2023年4月1日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
主な改正内容				
①相隣関係の改正（新民法 209 条、213 条の 2、213 条の 3、233 条） ②共有の改正（新民法 249 条、251 条、252 条、252 条の 2、258 条、258 条の 2、262 条の 2、262 条の 3、264 条） ③所有者不明不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の 2～264 条の 8） ④管理不全不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の 9～264 条の 14） ⑤相続財産の管理、相続財産の清算、遺産分割の改正（新民法 897 条の 2、898 条、904 条の 3、907 条、908 条、918 条、926 条、936 条、940 条、952～958 条の 2）				

* 『【第4版】リアリスティック民法Ⅱ・Ⅲ』から対応（Ⅰは【第3版】から【第4版】への改訂でこの改正による影響なし）

（『【第4版】リアリスティック民法Ⅱ・Ⅲ』のはしがき）

第4版はしがき

令和3年4月、民法の物権法、相続法および不動産登記法の改正がされました。この改正は、以下の2つの社会問題に対応するためのものです。

1. 所有者が不明の不動産が増えている

→ 所有者が不明の不動産を増やさないようにする必要があるとともに、不動産の所有者を探索する負担を軽減する必要がある

平成29年に行われた調査によって、所有者が不明の土地が九州の土地の面積に相当するという推計がされています。

2. 所有者が不明または管理不全の不動産が増えている

→ 所有者が不明または管理不全の不動産の利用や管理をしやすくする必要がある

所有者が不明であると、不動産の管理がされず、隣の土地に木が倒れてきたり土砂が流れ込んできたりするといった事態が生じます。また、所有者が判明していても、所有者が離れた都会に住んでおり、相続した地方にある不動産に関心がなく、まともに管理がされていないといった不動産もあります。さらに、共有者の一部が不明であり、他の

共有者だけではできることが限られるといった問題もあります。

民法の物権法、相続法の改正が主に上記2.に対応するためのもので（相続法の改正は上記1.に対応するためのものもあります）、不動産登記法の改正が主に上記1.に対応するためのものです。

今回の改訂で、これらの改正を反映させました。

令和4年4月
辰巳法律研究所 専任講師
松本 雅典

4 特別養子

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
①養子の年齢 （原則）請求時に15歳未満（新民法817条の5第1項前段） （例外）以下の2つの要件を充たせば、15歳に達した後でも可（新民法817条の5第2項） ・15歳になる前から養親に監護されていた ・15歳に達するまでに請求をできなかったやむを得ない事由がある ※審判確定時に18歳未満である必要あり（新民法817条の5第1項後段） ※15歳以上だと養子の同意要（新民法817条の5第3項） ②手続の見直し（家事事件手続法、児童福祉法）				

不動産登記法

1 所有者不明不動産の解消

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	下記① : 2023年4月1日 下記② : 2024年4月1日 下記③ : 2026年4月1日 ※所有者不動産記録証明書の制度の新設は 2026年2月2日)	①2023年度～ ②2024年度～ ③2026年度～ (?)	①2023年度向け～ (*) ②2024年度向け～ (*) ③2026年度向け～ (?) (*)

主な改正内容

①2023年4月1日施行

- ・相続人に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記が単独申請可に（新不登法 63 条 3 項）
- ・休眠登記の抹消手続の簡略化（新不登法 69 条の 2、70 条、70 条の 2）
 - ・ 令和 4 年 9 月 29 日不動産登記令の改正
 - ・ 令和 5 年 3 月 20 日不動産登記規則の改正
 - ・ 令和 5 年 3 月 28 日通達の発出（令 5.3.28 民二.538）

②2024年4月1日施行

- ・所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときに国内における連絡先が登記事項に（新不登法 73 条の 2 第 1 項 2 号）
- ・会社法人等番号などが所有権の登記名義人の登記事項に（新不登法 73 条の 2）
- ・相続登記等の義務化（新不登法 76 条の 2、164 条 1 項）
- ・相続人申告登記の新設（新不登法 76 条の 3、164 条 1 項）
 - ・ 令和 5 年 9 月 12 日通達の発出（令 5.9.12 民二.927）
 - ・ 令和 5 年 10 月 4 日不動産登記令の改正
 - ・ 令和 6 年 3 月 1 日不動産登記規則の改正

- ・令和6年3月15日通達の発出（令6.3.15 民二.535）
- ・令和6年3月21日通達の発出（令6.3.21 民二.569）
- ・令和6年3月22日通達の発出（令6.3.22 民二.551）
- ・令和6年3月22日通達の発出（令6.3.22 民二.552）
- ・令和6年4月1日通達の発出（令6.4.1 民二.555）

③2026年4月1日施行（所有者不動産記録証明書の制度の新設は2026年2月2日施行）

- ・所有者不動産記録証明書の制度の新設（新不登法119条の2）
- ・登記官の職権による不動産登記情報の更新（新不登法76条の4、76条の6）
- ・名変登記の義務化（新不登法76条の5、164条2項）

*不動産登記法の改正は、『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』（※2022年7月発売）から対応

*上記①②についての不動産登記令・不動産登記規則の改正・通達の発出は、『【第5版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』（※2024年5月発売）から対応（2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025年度向けロングスタディコースを含む〕は補講で【第5版】とほぼ同内容にする対応済み）

(『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』のはしがき)

第4版はしがき

令和3年4月、民法の物権法、相続法および不動産登記法の改正がされました。この改正は、以下の2つの社会問題に対応するためのものです。

1. 所有者が不明の不動産が増えている

→ 所有者が不明の不動産を増やさないようにする必要があるとともに、不動産の所有者を探索する負担を軽減する必要がある

平成29年に行われた調査によって、所有者が不明の土地が九州の土地の面積に相当するという推計がされています。

2. 所有者が不明または管理不全の不動産が増えている

→ 所有者が不明または管理不全の不動産の利用や管理をしやすくする必要がある

所有者が不明であると、不動産の管理がされず、隣の土地に木が倒れてきたり土砂が流れ込んできたりするといった事態が生じます。また、所有者が判明していても、所有者が離れた都会に住んでおり、相続した地方にある不動産に関心がなく、まともに管理がされていないといった不動産もあります。さらに、共有者の一部が不明であり、他の共有者だけではできることが限られるといった問題もあります。

民法の物権法、相続法の改正が主に上記2.に対応するためのもので（相続法の改正は上記1.に対応するためのものもあります）、不動産登記法の改正が主に上記1.に対応するためのものです。

今回の改訂で、これらの改正を反映させました。

令和4年6月
辰巳法律研究所 専任講師
松本 雅典

2 借地借家法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年5月12日	2021年5月19日	2022年5月18日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
主な改正・変更内容				
①一般定期借地権の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 22 条 2 項） ②定期建物賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 38 条 2 項） ③取壊し予定の建物の賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 39 条 3 項）				

* 『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』（※2022年7月発売）から対応

3 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2020年3月30日	2020年3月30日	2020年3月30日	2020年度～	2020年度向け～
通達：令和2年3月30日法務省民二第318号				
主な改正・変更内容				
①以下の場合に、会社法人等番号を提供すれば印鑑証明書の提供が不要に ・申請人である法人が申請情報または委任状に実印で押印する必要がある場合（新不登規48条1号、49条2項1号） ・法人が同意証明情報または承諾証明情報に実印で押印する必要がある場合（新不登規50条2項、48条1号） ②会社法人等番号を有する法人の代表者の資格を証する情報として登記事項証明書を提出する場合の登記事項証明書、および、支配人の代理権限を証する情報として登記事項証明書を提出する場合の登記事項証明書の作成期限が1か月から3か月に（新不登規36条2項）				

会社法・商法・商業登記法

1 代表取締役等の住所の非表示措置

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2024年4月16日	2024年4月16日	2024年10月1日	2025年度～	2025年度向け～ (*)
通達：令和6年8月～9月頃発出？				
主な改正・変更内容				
■対象 ①代表取締役（新商登規31条の3第1項柱書） ②代表執行役（新商登規31条の3第1項柱書） ③代表清算人（新商登規31条の3第1項柱書） ■要件 ①登記申請と同時に申し出ること この申出は、以下の登記などの申請と同時にする場合に限りすることができる（新商登規31条の3第1項柱書）。 ・設立の登記 ・代表取締役等の就任の登記 ・代表取締役等の住所の変更の登記 ・清算人の登記 ・代表清算人の就任の登記 ・代表清算人の住所の変更の登記 ・本店の管轄外移転の新所在地における登記 ②所定の書面を添付すること i 上場会社以外の株式会社の場合（新商登規31条の3第1項1号） → 以下の書面 ・資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面または株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面 ・代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書（ex. 住民票の写し） ただし、登記の申請書に上記の証明書を添付している場合は不要 ・株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面（ex. 資格者代理人の法令に基づく確認の結果を記載した書面）				

ii 上場会社である株式会社の場合（新商登規 31 条の 3 第 1 項 3 号）

→ 株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

■措置の終了

以下のような場合には、登記官が職権で当該措置を終了させる。

- ・株式会社から当該措置を希望しない旨の申出があった場合（新商登規 31 条の 3 第 4 項 1 号）

この申出書または代理人によって申出をする場合の委任状に、代表取締役等が登記所届出印で押印する必要がある（新商登規 31 条の 3 第 5 項）。

この申出は、登記申請と同時である必要はなく、単独で行うことができる。

- ・当該株式会社が本店所在場所に実在しないことが認められた場合（新商登規 31 条の 3 第 4 項 2 号）

* 2025 年度向けリアルスティック一発合格松本基礎講座は、レジュメで対応の予定（2025 年度向けロングスタディコースは補講で対応の予定）

※登記事項の表示のイメージ

（法務省サイト https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html）

役員に関する事項	取締役	A
	取締役	B
	東京都新宿区新宿一丁目 2 番 2 号 代表取締役	A
	東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号 代表取締役	B



役員に関する事項	取締役	A
	取締役	B
	東京都新宿区新宿一丁目 2 番 2 号 代表取締役	A
	東京都新宿区 代表取締役	B

2 旧氏の記録、住所非表示措置

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022 年 8 月 18 日	2022 年 8 月 18 日	2022 年9月1日	2023 年度～	2023 年度向け～ (*)
通達：令和 4 年 8 月 25 日法務省民商第 411 号				
主な改正・変更内容				
①婚姻だけでなく離婚や養子縁組などの場合でも旧氏の記録が可能に（新商登規 81 条の 2） ②旧氏の記録の申出が登記申請と同時になくても申出のみ可能に（令 4.8.25 民商 411） ③住所が記録される自然人（代表取締役、支配人など）がDVやストーカー行為等の被害者である場合に住所非表示措置の申出が可能に（新商登規 31 条の 2） ④旧氏の記録の申出および住所非表示措置の申出をオンラインで可能に（オンラインによる登記申請と同時にする場合に限る。新商登規 101 条 1 項 1 号の 2）				

* 『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（※2023年4月発売）から対応

3 管轄外の本店移転の登記を申請する場合の印鑑の提出

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年6月2日	2022年6月2日	2022年6月2日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
主な改正・変更内容				
①管轄外の本店移転の登記を申請する場合の印鑑の提出を旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない旨を商業登記規則に定める改正（新商登規 9 条 11 項〔→2023年6月12日の商業登記規則の改正で 12 項に〕、12 項〔→2023年6月12日の商業登記規則の改正で 13 項に〕、65 条 1 項）				

* 『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（※2023年4月発売）から対応

4 オンライン手続の拡充

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年3月7日	2022年3月7日	2022年3月7日	2022年度～	2022年度向け～ (*)
主な改正・変更内容				
①以下の手続がオンラインで可能に ・電子証明書の使用の廃止の届出（新商登規 101 条 1 項 4 号） ・電子証明書の使用の再開の届出（新商登規 101 条 1 項 5 号） ・電子証明書による証明の再度の請求（新商登規 101 条 1 項 7 号）				

* 『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（※2023年4月発売）から対応

5 令和元年会社法・商業登記法改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年12月4日	2019年12月11日	①原則 ：2021年3月1日 ②印鑑届の義務の廃止 ：2021年2月15日 ③電子提供措置、支店所在地における登記の廃止 ：2022年9月1日	①2021年度～ ②2021年度～ ③2023年度～	①2021年度向け～ (*) ②2021年度向け～ (*) ③2023年度向け～ (*)
商業登記規則の改正：2021年1月29日 通達：令和3年1月29日民商第10号 （商業登記法・商業登記規則改正） 令和3年1月29日民商第14号 （会社法改正） 令和4年8月3日民商第378号				
主な改正内容				
【会社法】 ①電子提供措置の新設（新会社法 325 条の 2、911 条 3 項 12 号の 2） ②議案の要領の通知請求権の議案の数の制限（新会社法 305 条 4 項柱書） ③書面による議決権行使書面などの閲覧請求の際の理由の明示および株式会社の請求拒				

絶事由（新会社法 310 条 7 項、8 項、311 条 4 項、5 項、312 条 5 項、6 項）

- ④成年被後見人・被保佐人が取締役、監査役、執行役の欠格事由に非該当（会社法 331 条 1 項 2 号の削除、新会社法 331 条の 2、335 条 1 項、402 条 4 項）
- ⑤社外取締役の設置の義務化（新会社法 327 条の 2）
- ⑥社外取締役への業務の執行の委託の新設（新会社法 348 条の 2）
- ⑦取締役の報酬の明文化（新会社法 361 条）
- ⑧補償契約・役員等のために締結される保険契約の明文化（新会社法 430 条の 2、430 条の 3）
- ⑨上場企業がする取締役の報酬等としての募集株式の発行等・新株予約権の発行の新設（新会社法 202 条の 2、236 条 3 項、4 項）
- ⑩社債管理補助者の新設（新会社法 714 条の 2 本文）
- ⑪株式交付の新設（新会社法 2 条 32 号の 2、774 条の 2 以下、816 条の 2 以下）
- ⑫株主による責任追及等の訴え（いわゆる株主代表訴訟）における和解の際の監査役などの同意の新設（新会社法 849 条の 2）

【商業登記法】

- ①印鑑届義務の廃止（旧商登法 20 条削除）
- ②新株予約権の登記の登記事項（算定方法）の改正（新会社法 911 条 3 項 12 号へかっこ書）
- ③支店所在地における登記の廃止

* 『【第2版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ・Ⅱ』から対応（ただし、電子提供措置の本格対応は『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ』〔※2023年4月発売〕から）

民事訴訟法

1 オンライン化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年 5月18日	2022年 5月25日	①全面施行 :公布日から4年以内 ②例外1 :2023年2月20日 ③例外2 :2023年3月1日 ④例外3 :2024年3月1日	①2026年度～ (?) ②2023年度～ ③2023年度～ ④2024年度～	①2026年度～ (?) (*) ②2023年度～ (*) ③2023年度～ (*) ④2024年度～ (*)
主な改正内容				
【原則】 ・訴訟手続のオンライン化 【例外1】 ・住所、氏名等の秘匿制度（新民訴法133条～133条の4） 【例外2】 ・弁論準備手続の双方不出頭が可能に（電話会議、ウェブ会議。新民訴法170条3項） ・電話会議、ウェブ会議による和解期日が可能に（新民訴法89条2項） 【例外3】 ・ウェブ会議による口頭弁論期日（新民訴法87条の2）				

* 例外1～3は『【第2版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（※2023年4月発売）から対応

民事執行法

1 令和元年改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年5月10日	2019年5月17日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
①債務者財産の開示制度の実効性の向上 i 財産開示手続の見直し ・申立権者の範囲を拡大（新民執法 197 条 1 項柱書） ・罰則を刑事罰に（新民執法 213 条 1 項 5 号、6 号） ii 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設（新民執法 204 条～211 条） ②不動産競売における暴力団員の買受け防止（新民執法 65 条の 2、68 条の 4、71 条 5 号） ③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化（新民執法 174 条～176 条） ④差押禁止債権の範囲変更の制度の周知（新民執法 145 条 4 項、155 条 2 項、159 条 6 項） ⑤債権執行事件の終了の規定の新設（新民執法 155 条 5 ～ 8 項）				

供託法

1 供託手続の簡素化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023年9月11日	2023年9月11日	2023年9月18日	2024年度～	2024年度向け～ (*)
主な改正・変更内容				
①供託物払渡請求書の簡素化 ・任意の記載事項として会社法人等番号欄を追加 ・委任による代理人が請求する場合、代理人の記名があると押印が不要に				

* 『【第3版】リアリスティック供託法・司法書士法』（※2024年1月発売）から対応

2 登記事項証明書・印鑑証明書

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022 年 4 月 28 日	2022 年 4 月 28 日	2022 年9月1日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
通達：令和4年8月1日法務省民商第376号				
主な改正・変更内容				
①登記された会社・法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（支配人等の代理権限証明書等を含む。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 11 条の規定に基づき、その添付または提示を省略することが可能に（令 48.1.民商 376） ②簡易確認手続の利用が供託所と代表者・支配人の代表権・代理権を証明すべき登記所が同一でなくても可能に（新供託規則 14 条 1 項後段） ③執行供託の払渡請求の際に支払証明書が不要となる場合（支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとなる場合）の規定の追加（新供託規則 30 条 2 項） ④払渡請求の際に印鑑証明書の添付を省略できる場合（裁判所書記官が作成した印鑑証明書添付した場合）を追加（新供託規則 26 条 3 項 6 号）				

* 『【第2版】リアリスティック供託法・司法書士法』（※2022年7月発売）から対応

司法書士法

1 欠格事由（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2019年9月14日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
・成年被後見人・被保佐人が欠格事由ではなくなる（新司法書士法5条2号） ただし、心身の故障により司法書士の業務を行うことができない場合は、登録を拒否されたり（新司法書士法10条1項2号）、登録後に登録が取り消されたりすることがある（新司法書士法16条1項2号、2項）。				

2 使命・司法書士法人・懲戒

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月6日	2019年6月12日	2020年8月1日	2021年度～	2021年度向け～
主な改正内容				
①司法書士の使命の明記（新司法書士法1条） ②司法書士法人の社員が1人でOKに（新司法書士法32条1項、44条） ③懲戒手続の適正・合理化 ・懲戒権者が法務大臣に変更（新司法書士法47条柱書、48条1項柱書） ・懲戒手続中に清算が終了した司法書士法人への懲戒処分が可能に（新司法書士法48条2項） ・戒告処分においても聴聞を保障（新司法書士法49条3項） ・懲戒に7年の除斥期間を新設（新司法書士法50条の2）				

刑法

1 性犯罪

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023年6月16日	2023年6月23日	2023年7月13日	2024年度～	2024年度向け～ (*)
主な改正内容				
①強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に（新刑法 176 条）				
②強制性交等罪が不同意性交等罪に（新刑法 177 条）				

* 2024 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座(2025 年度向けロングスタディコースを含む) は、レジュメで対応 (2025 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座も同様の対応の予定)

		修正前	修正後
刑法 【初版】	vii ／Realistic15	「強盗・ <u>強制性交等殺人罪</u> 」 と呼ぶべき？	「強盗・ <u>不同意性交等殺人罪</u> 」と呼ぶべき？
	P47 ／ i の ex.	<u>13 歳未満の者</u> に対する <u>強制わいせつ罪</u> や <u>13 歳未満の者</u> に対する <u>強制性交等罪</u> は、同意があっても違法性は阻却されません(刑法176条後段, 177 条 <u>後段</u>)。 <u>13 歳未満の者</u> は、性的なことについて同意する能力がないからです。	<u>16 歳未満の者</u> に対する <u>不同意わいせつ罪</u> や <u>16 歳未満の者</u> に対する <u>不同意性交等罪</u> は、 <u>原則として</u> 、同意があっても違法性は阻却されません (刑法 176 条 <u>3 項</u> , 177 条 <u>3 項</u>)。 <u>16 歳未満の者</u> は、性的なことについて同意する能力がないからです。
	P47 ／ iii の ex 1.	<u>13 歳以上の者</u> に対する <u>強制わいせつ罪</u> や <u>13 歳以上の者</u> に対する <u>強制性交等罪</u> は、同意があれば犯罪とはなりません (刑法 176 条 <u>前段</u> , 177 条 <u>前段</u>)。 <u>13 歳以上だと性的なことについて同意する能</u>	<u>16 歳以上の者</u> に対する <u>不同意わいせつ罪</u> や <u>16 歳以上の者</u> に対する <u>不同意性交等罪</u> は、同意があれば犯罪とはなりません (刑法 176 条 <u>1 項</u> , 177 条 <u>1 項</u>)。 <u>16 歳以上だと性的なことについて同意す</u>

		修正前	修正後
		力があるからです。	る能力があるからです。
	P115／⑤	<u>強制わいせつ罪（刑法 176 条）</u> ， <u>強制性交等罪（刑法 177 条）</u> ， <u>準強制わいせつ罪・準強制性交等罪（刑法 178 条）</u> など	<u>不同意わいせつ罪（刑法 176 条）</u> ， <u>不同意性交等罪（刑法 177 条）</u> など
	P116／①	<u>強制わいせつ罪（刑法 176 条）</u> ， <u>強制性交等罪（刑法 177 条）</u> など	<u>不同意わいせつ罪（刑法 176 条）</u> ， <u>不同意性交等罪（刑法 177 条）</u> など
	P116／⑥	強盗・ <u>強制性交等罪（刑法 241 条 1 項）</u> ，強盗・ <u>強制性交等致死罪（刑法 241 条 3 項）</u> など	強盗・ <u>不同意性交等罪（刑法 241 条 1 項）</u> ，強盗・ <u>不同意性交等致死罪（刑法 241 条 3 項）</u> など
	P123 ／表の最狭義の 暴行の行	<u>（＊ 3）</u>	※削除
	P123 ／表の最狭義の 暴行の行	・ <u>強制性交等罪（刑法 177 条）</u> <u>（＊ 4）</u>	※削除
	P123	<u>＊ 3</u>	※削除
	P123	<u>＊ 4</u>	※削除
	P134 ／表の ex2.	<u>強制性交の意図を秘して</u>	<u>不同意性交の意図を秘して</u>
	P135～138 ／ 3	※差替え	※後記◆◆1◆◆に差替え
	P176～177 ／7.	※差替え	※後記◆◆2◆◆に差替え



3 性的自由に対する罪

性的自由に対する罪には、「不同意わいせつ罪」（下記1.）、「不同意性交等罪」（下記2.）などがあります。

1. 不同意わいせつ罪

刑法 176 条（不同意わいせつ）

- 1 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。
一～一八〔省略〕
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
- 3 16 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該 16 歳未満の者が 13 歳以上である場合については、その者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第 1 項と同様とする。

（1）法益

不同意わいせつ罪の法益は、個人の性的自由、性的自己決定権です。「個人」とありますとおり、男性の性的自由も法益となります。よって、被害者が男性である場合も不同意わいせつ罪が成立します。不同意わいせつ罪の未遂は、罰せられます（刑法 180 条）。重い犯罪ですから、当たり前ですね。

（2）主体

男性だけでなく、女性も不同意わいせつ罪の主体となります。

（3）行為

相手方が 16 歳以上か 16 歳未満かで、実行行為が変わります。

かつては、13 歳以上か 13 歳未満かが基準でした。しかし、13 歳以上 16 歳未満の児童は、中学生くらいの年齢であり、行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処したりする能力が十分に備わっているとはいえ、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関して有効に自由な意思決定をするための能力が欠けます。よって、令和 5 年の改正で、16 歳に引き上げられました。

なお、行為者と被害者の間に婚姻関係があっても、不同意わいせつ罪が成立します（刑法 176 条 1 項 柱書）。これは、かつてから、このように解されていましたが、令和 5 年の改正で明文化されました。

16 歳以上の者	16 歳未満の者
①わいせつな行為をすること（刑法 176 条 1 項柱書、3 項） 「わいせつな行為」とは、被害者の性的羞恥心^{しやうちしん}を害する行為です。 ex. 無理やりキスをする行為が当たります（東京高判昭 32.1.22）。	
②下記の i～viii などにより、同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をしたこと（刑法 176 条 1 項） 16 歳以上であれば、性的なことについて判断する能力があるため、この②の要件も充たす場合に不同意わいせつ罪が成立します。	※下記の i～viii などにより、同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をしたことは要件ではありません（刑法 176 条 3 項参照）。 よって、16 歳未満の者の事実上の同意を得てわいせつな行為をした場合でも、不同意わいせつ罪が成立します。 ただし、わいせつな行為をされた者が 13 歳以上である場合は、わいせつな行為をした者が 5 歳以上年長でなければ、左の②の要件が必要となります（刑法 176 条 3 項かつこ書）。これは、相手との年齢差が大きくなればなるほど、社会経験などの差によって対等な関係ではなくなっていくだろうという考えによります。

- i 暴行もしくは脅迫を用いることまたはそれらを受けたこと（刑法 176 条 1 項 1 号）
- ii 心身の障害を生じさせることまたはそれがあること（刑法 176 条 1 項 2 号）
- iii アルコールもしくは薬物を摂取させることまたはそれらの影響があること（刑法 176 条 1 項 3 号）
- iv 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせることまたはその状態にあること（刑法 176 条 1 項 4 号）
- v 同意しない意思を形成し、表明しまたは全うするいとまがないこと（刑法 176 条 1 項 5 号）
- vi 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、もしくは驚愕させることまたはその事態に直面して恐怖し、もしくは驚愕していること（刑法 176 条 1 項 6 号）
- vii 虐待に起因する心理的反応を生じさせることまたはそれがあること（刑法 176 条 1 項 7 号）
- viii 経済的または社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させることまたはそれを憂慮していること（刑法 176 条 1 項 8 号）

※わいせつ傾向（性的意図）の要否

不同意わいせつ罪が成立するために、主観的要件として故意は必要ですが、さらに性欲を興奮・刺激させまたは満足させるというわいせつ傾向（性的意図）が必要でしょうか。

不要です（最大判平 29.11.29）。

かつては、わいせつ傾向が必要とされていました。よって、女性を脅迫して全裸にして撮影したが、わいせつ傾向がなく復讐目的であった事案において、強制わいせつ罪（現不同意わいせつ罪）は成立せず、強要罪が成立するにすぎないとされました（最判昭 45.1.29）。しかし、被害者の受けた性的な被害から考えるべきだとされ、平成 29 年に判例変更がされ、わいせつ傾向は不要とされました。常識的な扱いになったかと思います。

2. 不同意性交等罪

刑法 177 条（不同意性交等）

- 1 前条第1項各号（不同意わいせつ罪）に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第179条第2項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期徒刑に処する。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
- 3 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第1項と同様とする。

（1）法益

不同意性交等罪の法益も、個人の性的自由、性的自己決定権です。「個人」とありますとおり、男性の性的自由も法益となります。よって、被害者が男性である場合も不同意性交等罪が成立します。

かつては、強制性交等罪（現不同意性交等罪）は女性が被害者である場合しか成立しませんでした。しかし、男性が被害者となる性犯罪もあります。そこで、平成29年の改正で、被害者が男性である場合も強制性交等罪（現不同意性交等罪）が成立するとされました。また、かつては「強姦罪」という名称でしたが、平成29年の改正で「強制性交等罪」に名称が変わり、令和5年の改正で「不同意性交等罪」に名称が変わりました。

（2）主体

男性だけでなく、女性も不同意性交等罪の主体となります。女性が男性を襲う場合もあるからです。

（3）行為

不同意性交等罪も、相手方が16歳以上か16歳未満かで、実行行為が変わります。

令和5年の改正で、不同意わいせつ罪（本レジュメP22）と同じ理由から、13歳から16歳に引き上げられました。

16歳以上の者	16歳未満の者
①性交、肛門性交、口腔性交または膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）もしくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（これらを「性交等」といいます）をすること（刑法177条1項） 「肛門性交」「口腔性交」とは、男性器を肛門または口腔（口の中）に入れることです。これらは、平成29年の改正で追加された実行行為です。肛門性交や口腔性交でも、性交と同程度の苦痛があるからです。肛門性交は、男性が男性を襲う場合も想定した規定です。 「膣もしくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）もしくは物を挿入する行為であってわいせつなもの」は、令和5年の改正で追加されました。	
②本レジュメP23のⅰ～Ⅷなどにより、同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な	※本レジュメP23のⅰ～Ⅷなどにより、同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、性交等をしたことは要件ではありません（刑法177条3項参照）。 よって、16歳未満の者の事実上の同意を得て性交等をした場合でも、不同意性

状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、性交等をしたこと（刑法177条1項）	交等罪が成立します。 ただし、性交等をされた者が13歳以上である場合は、性交等をした者が5歳以上年長でなければ、左の②の要件が必要となります（刑法177条3項かつこ書）。
16歳以上の者に対しては上記②が要件になるのに対して、16歳未満の者に対しては上記②が要件にならない（同意を得て性交等をして成立する）のは不同意わいせつ罪（本レジュメP22）と同じです。理由も同じです。	

（4）実行の着手時期

不同意性交等罪の未遂は、罰せられます（刑法180条）。重い犯罪ですから、当たり前ですね。

では、実行の着手時期がいつかですが、実行の着手時期も、相手方が16歳以上か16歳未満かで変わります。

16歳以上の者	16歳未満の者
手段である暴行・脅迫等の開始時点 (最判昭28.3.13) 暴行・脅迫等を用いることが要件なので、暴行・脅迫等の開始時点となります。暴行・脅迫等を開始した時に、法益である個人の性的自由、性的自己決定権が「あっ！危ない！」となります。	性交等の開始時点 暴行・脅迫等を用いることが要件ではないからです。性交等を開始した時に、法益である個人の性的自由、性的自己決定権が「あっ！危ない！」となります。

判例 最決昭45.7.28

XとZが、性交の目的で、必死に抵抗するY女をダンプカーの運転席に引きずり込み、その場から約5800m離れた場所まで移動して性交をしました。この場合、いつの時点で実行の着手があったとされるでしょうか。

ダンプカーの運転席に引きずり込もうとした時点です。

ダンプカーの中に入れば、性交の障害がなくなるため、法益である個人の性的自由、性的自己決定権が「あっ！危ない！」となります。また、引きずり込む行為と性交は連続性があるといえます。

※親告罪か非親告罪か？

かつては、不同意わいせつ罪と不同意性交等罪は親告罪でした。性犯罪に遭ったことを知られたくない人もおり、プライバシーの問題もあるからです。

しかし、平成29年の改正で、非親告罪とされました。

改正されたのは、以下の①～③のような理由によります。

- ①告訴するかを選択を被害者が迫られていると感じる場合があった
- ②被害者が告訴を選択したことによって加害者から報復を受ける不安を持つ場合があった
- ③親告罪であるために公訴提起されない（野放しになる）加害者がいた

プライバシーの問題はあるのですが、それは捜査や公判の進め方を工夫することや被害者の支援を充実させることで対応していくとされました。



7. 強盗・不同意性交等罪

刑法 241 条（強盗・不同意性交等及び同致死）

- 1 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第 177 条の罪〔不同意性交等罪〕若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条〔不同意性交等罪〕の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。
- 3 第1項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（1）趣旨

強盗と同一の機会に不同意性交等が行われる場合があります。これは非常に悪質な行為なので、強盗罪と不同意性交等罪よりも重い犯罪として規定されたのが強盗・不同意性交等罪（下記（2））と強盗・不同意性交等致死罪（下記（3））です。刑罰は、強盗・不同意性交等罪が無期懲役または7年以上の懲役（刑法 241 条 1 項）、強盗・不同意性交等致死罪が死刑または無期懲役です（刑法 241 条 3 項）。

なお、かつては「強盗・強制性交等罪」「強盗・強制性交等致死罪」という名称でしたが、令和5年の改正で「強盗・不同意性交等罪」「強盗・不同意性交等致死罪」に名称が変わりました。

（2）強盗・不同意性交等罪

強盗・不同意性交等罪の主体は、強盗（未遂も含みます）の犯人または不同意性交等（未遂も含みます）の犯人です（刑法 241 条 1 項）。強盗・不同意性交等罪も身分犯（P82 の 1.）です。「強盗（未遂も含みます）の犯人」「不同意性交等（未遂も含みます）の犯人」とあるのは、強盗と不同意性交等のどちらが先でも成立するということです。かつては、以下のような違いがありました。

- ・強盗を行った者が不同意性交等を行った → 強盗強姦罪（現強盗・不同意性交等罪）
- ・不同意性交等を行った者が強盗を行った → 強姦罪（現不同意性交等罪）と強盗罪との併合罪（無期懲役はなし。最判昭 24.12.24）

しかし、この違いはおかしいですね。強盗と不同意性交等のどちらが先でも、非常に悪質な行為であり被害者の被害も変わりがありません。そこで、平成 29 年の改正で、いずれも無期懲役のある強盗・強制性交等罪（現強盗・不同意性交等罪）とされました。

（3）強盗・不同意性交等致死罪

（a）意義

強盗と不同意性交等の行為により人を死亡させた場合、強盗・不同意性交等致死罪となります。非常に悪質な行為により被害者が死亡しましたので、法定刑は死刑または無期懲役とされています（刑法 241 条 3 項）。

（b）殺人の故意がある場合

殺人の故意がある場合も、強盗・不同意性交等致死罪となります。かつては、殺人の故意がある場合は、強盗強姦罪（現強盗・不同意性交等罪）と強盗殺人罪の観念的競合とされていました（大判昭 10.

5.13)。しかし、平成29年の改正で、殺人の故意がない場合もある場合もいずれも強盗・強姦等致死罪（現強盗・不同意性交等致死罪）と、わかりやすくなりました。

— Realistic 15 「強盗・不同意性交等殺人罪」と呼ぶべき？ —

殺人の故意がある場合も刑法241条3項が適用されることが明確になりました。しかし、それを「強盗・不同意性交等致死罪」というのは少し違和感があるので、殺人の故意がある場合は「強盗・不同意性交等殺人罪」と呼ぶべきではないかという指摘もあります。

2 侮辱罪の厳罰化と拘禁刑の創設

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年6月13日	2022年6月17日	下記① ：2022年 7月7日 下記② ：2025年 6月1日	①2023年度～ ②2026年度～ (?)	①2023年度向け～ (*) ②2026年度向け～ (?)
主な改正・変更内容				
①侮辱罪の厳罰化（刑罰に「1年以下の懲役・禁錮」「30万円以下の罰金」を追加。新刑法231条）				
②懲役刑と禁錮刑を拘禁刑に一本化				

*2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座(2025年度向けロングスタディコースを含む)は、上記①についてレジュメで対応(2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座も同様の対応の予定)

	修正前	修正後
P78 ／下から7～6行目	拘留または科料のみに処すべき罪 (刑法典には侮辱罪〔刑法231条〕 しかありません)	拘留または科料のみに処すべき罪 (刑法典にはありません)
P145 ／7行目	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>拘留又は科料</u> に処する。	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> に処する。

全般

1 ウェブ手続の拡充（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023 年 6 月 6 日	2023 年 6 月 14 日	①全面施行 :公布日から5年以内 ②公正証書のデジタル化（公正証書遺言のオンライン化など） :公布日から2年6か月以内 ③ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略等 :民事訴訟のオンライン化の施行日（2022 年5月 25 日から4年以内）	①2028年度～(?) ②2026年度～(?) ③2026年度～(?)	①2028年度～(?) ②2026年度～(?) ③2026年度～(?)
主な改正内容				
民事訴訟のオンライン化（本レジュメ P16）に伴い、民事裁判手続もオンライン化 【司法書士試験に關係する法令の改正】 ・民法 ・会社法 ・商業登記法 ・民事執行法 ・民事保全法 ・司法書士法 ・借地借家法 ・公証人法				

松本雅典（本講座担当講師）

担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」(全135回)
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』(自由国民社)
	勉強法	『【第4版】司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社)
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)
	テキスト	『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法Ⅰ [総則]』(辰巳法律研究所)
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』(辰巳法律研究所)
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』(辰巳法律研究所)
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法Ⅰ』(辰巳法律研究所) ★2024年5月下旬発売★
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法Ⅱ』(辰巳法律研究所) ★2024年5月下旬発売★
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』(辰巳法律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』(辰巳法律研究所)
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』(辰巳法律研究所)
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』(辰巳法律研究所)
		『司法書士試験 リアリスティック10 刑法』(辰巳法律研究所)
		『司法書士試験 リアリスティック11 憲法』(辰巳法律研究所)
	記述	『司法書士試験 リアリスティック12 記述式問題集・基本編——不動産登記・商業登記』
		『司法書士試験 リアリスティック13 記述式問題集・応用編——不動産登記・商業登記』 ★2024年4月下旬発売★
		『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実業出版社)
		『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』(日本実業出版社)
ネットメディア		All Aboutで連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/
運営サイト		司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisikenn.jp/
		



X (旧 Twitter)	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://x.com/matumoto_masa	
Instagram	matumoto_masanori https://www.instagram.com/matumoto_masanori/	
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/@realistic-matamoto	

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） <https://service.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）